

資料提供

平成30年5月29日  
課名：土木建築局建築課  
担当者：吉田  
直通：082-513-4183  
内線：4182

### 第354回広島県建築審査会の開催について

このことについて、次のとおり開催します。

#### 1 開催案内

- 会議の名称 第354回広島県建築審査会
- 開催日時 平成30年6月5日（火） 午後1時30分～
- 開催場所 広島市中区基町10番52号 広島県庁 本館1階 102会議室
- 委員構成 法律，経済，建築，都市計画，公衆衛生，行政の各分野の有識者 7名（裏面参照）
- 議題
  - (1) 建築基準法第48条第11項ただし書の規定による許可の同意について（公開）
  - (2) 建築基準法第44条第1項ただし書の規定による許可の同意について（公開）
  - (3) 同意の取扱い基準に適合するため許可した敷地について（非公開）

#### 2 取材等について

- 公開等
  - (1) 報告事項には、広島県情報公開条例第10条第2号の不開示情報（個人情報）が含まれていますので、審査会の一部は非公開とさせていただきます。
  - (2) 議事録（概要）は、広島県ホームページ及び行政情報コーナーで閲覧ができます。閲覧開始時期は、概ね開催日の3週間後となりますが、詳しくは建築課までお問い合わせください。
- 取材について  
頭撮りについては可能ですので、事前に建築課までお知らせください。

#### 3 その他

- 建築基準法 第48条第11項（準工業地域内における建築物の用途制限）

準工業地域内においては、別表第2（ぬ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

別表第2（ぬ）金属の溶融（容量の合計が500をこえないるつぼを除く。）

- 建築基準法 第44条（道路内の建築制限）

建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

- この情報は下記の広島県のホームページでも公開します。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/life/18/37/170/>

（トップページ→県政情報・財政・統計＞情報公開＞附属機関の会議の公開）

広島県建築審査会委員名簿（50音順）

（平成30年4月1日現在）

専 門	氏 名	現 職	委員就任日 任 期	備考
都市計画	いた ぼし かおる 板 橋 薫	国土交通省 中国地方整備局営繕部長	H29.2.28 H29.2.28 ~ H31.2.27	2期
建 築	こ はやし ふみ か 小 林 文 香	広島女学院大学人間生活学部 生活デザイン学科 教授	H29.2.28 H29.2.28 ~ H31.2.27	5期
法 律	きな だ ふみ と 眞 田 文 人	弁 護 士	H29.2.28 H29.2.28 ~ H31.2.27	3期
行 政	たか やま ひろ くに 高 山 博 州	広島県議会議員	H29.2.28 H29.2.28 ~ H31.2.27	4期
公衆衛生	た なか じゅん こ 田 中 純 子	広島大学大学院医歯薬保健学研究科 疫学・疫病制御学 教授	H29.2.28 H29.2.28 ~ H31.2.27	5期
経 済	たに むら たけ し 谷 村 武 士	広島商工会議所専務理事	H29.2.28 H29.2.28 ~ H31.2.27	4期
行 政	つ やま じゅん こ 津 山 順 子	(元) 広島県職員 (元) 中国地方更生保護委員会委員	H29.2.28 H29.2.28 ~ H31.2.27	2期